

議案第3号

北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年2月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度に対応するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により算定した額を基礎として実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。